

第 1 回  
むつ市地域福祉計画  
策定委員会

◇ 日 時 平成30年6月16日(土)  
10:00～

◇ 場 所 むつ市役所 第4会議室

# 第1回 おつ市地域福祉計画策定委員会 次第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 組 織 会

・ 正副委員長の選出について

5 諮 問

6 議 題

(1) 会議の公開について

(2) 地域福祉計画策定について

(3) 策定スケジュール（案）について

(4) 市民意識調査について

(5) その他

7 講 話

8 閉 会

## (2) 地域福祉計画策定について

---

～むつ市地域福祉計画策定委員会条例～

平成28年3月25日

条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、市の地域福祉計画を策定するため、むつ市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定及び変更について必要な審議をし、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係団体を代表する者
- (2) 障害福祉関係団体を代表する者
- (3) 高齢者福祉関係団体を代表する者
- (4) 健康福祉関係団体を代表する者
- (5) 社会福祉関係団体を代表する者
- (6) 保健福祉に関する学識経験を有する者

2 委員は、非常勤の特別職とする。

3 委員は、第2条の規定による答申を終えたときは、解嘱されるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (2) 地域福祉計画策定について

---

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

## (2) 地域福祉計画策定について

---

### 1. 計画策定の目的等

#### (1) 計画策定の目的

市では、平成19年3月に豊かな地域福祉社会の実現を目指し「むつ市保健福祉計画」を策定し、保健福祉を初めとする関連施策を推進してきました。

一方、少子高齢化や一人暮らし世帯の増加など、人々の価値観や生活様式が多様化したことに伴い、地域における生活や福祉を取り巻く環境も日々変化しています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、幅広い年代の課題に対応するため、また、福祉分野の各施策・事業との整合性を図るため、地域福祉・障がい・高齢・健康・児童などの各計画を抱合した福祉分野の総合的な計画として策定するものです。

#### (2) 計画の期間

平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

#### (3) 計画の見直し

計画に数値目標を掲げ、毎年、各課と調整を行う予定です。また、中間年度となる3年目には、策定委員会・検討委員会を開催し総合的な見直しを行う予定です。

### 2. 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められた「市町村地域福祉計画」です。

地域福祉の視点から、地域福祉・障がい・高齢・健康・児童などの各分野と横断的に連携し、総合的かつ効率的な地域福祉の推進を目指します。

#### 社会福祉法第107条

##### (市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## (4) 市民意識調査について

---

### 1. 調査の目的

むつ市地域福祉計画を策定するにあたり、地域福祉に関する市民の意識やニーズを把握し、計画に反映するために実施する。

### 2. 調査概要

#### (1) 委託先事業者

第1回検討委員会終了後、入札にて選定

#### (2) 調査対象

対象①：18歳～80歳の住民2,000人（無作為抽出）

対象②：市内高校2年生（約550人）及び中学2年生（約460人）

対象③：市内地域福祉等活動団体200団体

調査方法：①③郵送法（郵送による配布・回収）、②学校を通じた配布回収

集計分析の方法：単純集計・分析、属性別クロス集計・分析、その他必要と判断される集計

#### (3) 調査の内容

回答者の基本属性

福祉に対する関心や理解について

地域の支え合いに関する考え方について

福祉に関する活動への参加や意識について

地域福祉の在り方について

むつ市地域福祉計画策定委員会【名簿】

分 野	所 属 団 体 名	役職	氏 名
保健・福祉に関する学識経験者	青森県立保健大学	教 授	出 雲 祐 二
児童福祉関係団体	青森県保育連合会むつ支部	副支部長	宮 木 則 男
	むつ市校長会	大平小校長	宮 木 くみ子
障害者福祉関係団体	むつ市身体障害者福祉協会大畑支部	支部長	佐 藤 慶 一
	非営利法人アックス工房	施設長	小 林 信 子
高齢者福祉関係団体	むつ下北地区老人福祉協会	副会長	布 施 俊 蔵
	むつ市老人クラブ連合会	会 長	折 館 博
健康福祉関係団体	一般社団法人 むつ・下北医師会	会 長	三 上 史 雄
社会福祉関係団体	むつ市社会福祉協議会	会 長	遠 藤 雪 夫
	むつ市人権擁護委員協議会	事務局長	工 藤 太
	むつ市民生委員・児童委員協議会	副会長	福 嶋 雄次郎